

## モバレコ WELBOX 利用規約

本利用規約(以下「本規約」といいます)には、株式会社イーウェル(以下「事業主」といいます)が運営提供する「ウェルボックス」(以下「本サービス」といいます)の提供条件及び事業主と会員の皆様との間の権利義務関係が定められています。本サービスは、株式会社 ALL CONNECT CC(以下「契約法人」といいます)が販売する「モバレコポイントクラブ」契約者向けのサービスとして提供されます。本サービスの利用に際しては、以下の規約全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

### 第1条(適用)

1. 本規約は、事業主が提供する本サービスの利用に関する事業主と次条にて定める会員との間の権利義務関係を定めることを目的とし、会員と事業主との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。
2. 次条にて定める会員は、本規約を遵守のうえ本サービスの円滑な運営ができるように協力するものとします。
3. 本規約の内容と、本規約外における本サービスの説明等とが異なる場合は本規約の規定が優先して適用されるものとします。

### 第2条(定義)

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

1. 「本サービス」とは、事業主が提供する「ウェルボックス」という名称のサービス(理由の如何を問わずサービスの名称または内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含みます。)を意味します。
2. 「メニュー」とは、本サービスにより情報提供される、宿泊施設や生活支援等の各種メニューのことを意味します。
3. 「事業主」とは、株式会社イーウェルを意味します。
4. 「提携先」とは、各メニューの提供元である各提携先を意味します。
5. 「契約法人」とは、事業主との間で本サービスの利用に関する契約(以下「原契約」といいます)を締結した株式会社 ALL CONNECT CC を意味します。
6. 「会員本人」とは、契約法人の提供する「モバレコポイントクラブ」を契約した者で、所定の手続きを経たうえで、契約法人および事業主が本サービスへの入会を認めた者を意味します。
7. 「家族会員」とは、契約法人が認める場合、原則として、会員本人の配偶者およびその2親等以内の親族のことを意味します。ただし、家族会員の範囲は、契約法人が別途定めるものがある場合、これに優先するものとします。
8. 「会員」とは、会員本人と家族会員の総称を意味します。
9. 「会員資格」とは、会員本人及び家族会員の、本サービスを利用する資格のことを意味します。
10. 「初期設定情報」とは、会員本人の会員登録に必要な情報であり、原契約に基づき契約法人・団体より事業主が受託した事業主の定める一定の情報を意味します。
11. 「本人登録情報」とは、本サービスの登録および利用に必要な事項を意味します。
12. 「ID」とは、会員が本サービスを利用する際に必要な認証を受けるためのログイン ID を意味します。
13. 「申込者」とは、会員のうち、メニューの申し込みを行う者を意味します。
14. 「利用者」とは、会員のうち、メニューを利用する者を意味します。
15. 「本サービス利用者」とは、会員のうち、本サービスを利用するものを意味します。
16. 「会員専用ウェブサイト」とは、本サービスの提供が行われるサイトを意味します。
17. 「メニュー利用契約」とは、事業主または提携先と会員の間で締結する、メニューの利用契約を意味します。
18. 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権(それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。)を意味します。
19. 「投稿データ」とは、会員が本サービスを利用して投稿その他送信するコンテンツ(文章、画像、動画その他のデータを含みますがこれらに限りません)を意味します。

### 第3条(会員の登録)

---

1. 会員は、初期設定情報を事業主が登録することにより、本サービスに登録され、本人IDが発行されるものとします。
2. 会員本人は、本人登録情報を任意に登録・修正できます。

### 第4条(パスワードおよびIDの管理)

---

会員は、自己の責任において、本サービスに関するパスワード及びIDを適切に管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。

パスワードまたはIDの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は会員が負うものとし、契約法人および事業主は一切の責任を負いません。

### 第5条(会員証)

---

1. 会員は、会員証を利用するサービスにおいてWEB会員証(以下「会員証」という)を利用するものとします。なお、会員は会員証の管理および使用について全ての責任を負うものとします。
2. 会員証は、会員資格を有する者が使用できるものとし、それ以外の第三者は使用できないものとします。なお、譲渡、質入等担保に供しないものとし、また、会員以外への貸与は一切禁止します。

### 第6条(会員の退会)

---

1. 会員は、契約法人が事業主に対し退会申請を行い、事業主が退会処理を実施した場合にのみ退会されるものとします。
2. 会員の退会にあたり、会員は、事業主に対して負っている債務が有る場合には、事業主に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに事業主に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。

### 第7条(会員資格の喪失)

---

1. 会員は以下の各号のいずれかの事由により、その会員資格を失います。
  - ・ 契約法人と事業主の間で交わされた原契約が解約、停止もしくは終了した場合。
  - ・ 会員本人と契約法人の間で交わされた指定契約が解約、停止または終了した場合。
  - ・ 会員本人が原契約の定めにより会員資格を喪失した場合。
  - ・ 会員が、契約法人から、本サービスの会員資格喪失の通知を受けた場合。
  - ・ 会員が本規約第17条に該当し、会員登録を抹消された場合。
2. その他、著しく会員にふさわしくないと事業主が認めた場合、事業主は会員の会員資格を喪失させることができます。
3. 会員資格の喪失にあたり、会員は、事業主に対して負っている債務が有る場合には、事業主に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに事業主に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。

### 第8条(メニュー情報提供方法)

---

利用料金および利用範囲等を含むメニュー毎の提供内容は、以下の各号の情報提供方法のいずれかまたは複数により、会員に提示されます。

1. 会員専用ウェブサイト
2. 契約法人が事業主の確認を得て会員向けに発する媒体に掲出して発信するもの(季刊誌、チラシ、パンフレット等を含む)

## 第 9 条(メニュー利用契約)

---

1. メニュー利用契約は、次の各号のいずれかの間で成立するものとし、どちらの場合になるかを第 8 条に定める方法により提示するものとします。
  - ・ 提携先と申込者との間で成立する場合。
  - ・ 事業主と申込者との間で成立する場合。
2. 前項第 1 号の場合、第 8 条に定める情報提供方法で提示した内容のうち、事業主が作成した内容に、事業主の帰すべき事由による重大な誤りがあった場合を除いて、当該契約に係るトラブル等について契約法人および事業主は一切関知せず、また発生した損害について保証いたしません。

## 第 10 条(メニューの利用方法)

---

1. メニューの利用申込は会員が自ら行うものとします。
2. 利用申込、予約、支払等メニューの利用方法は、メニュー毎に事業主が定め、第 8 条に定める情報提供方法により会員に提示され、会員は当該利用方法を遵守しなければなりません。
3. 会員は、メニューの一部について、利用者が未成年である場合には、法令上の制限等により利用できないことがあることを予め同意したものとみなします。
4. 事前入金が必要なメニューの利用を申し込む場合、申込者はこれを速やかに支払うものとし、指定された入金日時までに履行されなかった場合には予約や購買取り消しなどの措置がとられる場合があります。

## 第 11 条(予約結果の確認)

---

1. 事前に予約を行う必要があるメニューを利用する場合、申込者は申込者宛てに事業主より予約結果の通知がなされた後、速やかに予約内容を確認しなければなりません。
2. 申込者と利用者が異なる場合には、通知を受けた申込者は、利用者に予約内容および申し込み結果を伝達する義務を負います。
3. 本条第一項において、予約内容に誤りがある場合には、申込者は速やかに事業主に申し出なければなりません。

## 第 12 条(利用料金等の支払)

---

1. 申込者は、メニュー利用の対価として、第 8 条に定める情報提供方法により会員に提示される利用料金を、事業主が指定するメニュー毎に定められた支払方法にて支払うものとします。但し、申込者と利用者が異なる場合かつ現地支払方式の場合、利用者が支払い義務を負うものとします。
2. 万が一利用料金の支払を遅滞した場合、会員は年 14.6%の割合による遅延損害金をメニュー毎に定められた支払先へ支払うものとします。
3. 利用料等の支払いに関わる振り込み手数料は、申込者の負担とします。

## 第 13 条(予約の取消)

---

メニュー利用に関し、予約の取消方法ならびに取消に伴うキャンセル料等は、第 8 条に定める情報提供方法により会員に提示され、会員はこれに従わなければなりません。

## 第 14 条(会員の義務)

---

1. 会員は以下の各号の義務を負います。
  - ・ 本規約を遵守すること。

- ・メニューの利用料金には、契約法人の補助金が適用されている場合があり、補助金適用の趣旨を理解し適正な利用を行うこと。
  - ・本規約等に定めのない事項は、事業主が契約法人またはメニュー毎の提携先の合意を得て決定することを承認すること。
  - ・本サービスの秩序を乱す行為をしないこと。その他、社会通念に照らして良識のない行動を取ることににより他者等に不利益を被らせないこと。
  - ・会員が未成年者、成年被後見人、被補佐人または被補助人のいずれかである場合は、メニューの利用にあたり、法定代理人の同意を得ること。
2. 会員本人は以下の義務を負います。
- ・家族会員が本規約を遵守しないことによって事業主、本サービスの他の利用者またはその他の第三者が被った損害につき、賠償する責任を連帯して負うこと。

## 第 15 条(禁止事項)

---

会員は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為または該当すると事業主が判断する行為をしてはなりません。

1. 本規約ならびに第 8 条に定める情報提供方法により提示された注意事項等に反する行為。
2. メニュー毎に定められた申込方法、利用料金の支払方法、キャンセル料等の諸規定、ならびにメニュー毎の提携先が定めた規定等に反する行為。
3. 本サービス及びメニュー利用に際し、利用資格を偽る等虚偽の登録または申告。
4. メニュー利用に際し、提携先にて什器・備品の損壊、他人に迷惑を及ぼす行為等、公序良俗に反する行為。
5. 法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為。
6. 事業主、本サービスの他の利用者またはその他の第三者に対する詐欺または脅迫行為。
7. 公序良俗、社会道義・モラルに反する行為。
8. 事業主、本サービスの他の利用者またはその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーに関する権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為。
9. 本サービスを通じ、以下に該当し、または該当すると事業主が判断する情報を事業主または本サービスの他の利用者へ送信すること。
  - ・過度に暴力的または残虐な表現等、他者を不快にさせる内容を含む情報
  - ・コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報
  - ・事業主、本サービスの他の利用者またはその他の第三者の名誉または信用を毀損する表現を含む情報
  - ・過度にわいせつな表現を含む情報
  - ・差別的表現、差別を助長する表現を含む情報
  - ・自殺、自傷行為を助長する表現を含む情報
  - ・薬物の不適切な利用を助長する表現を含む情報
  - ・犯罪、暴力を肯定、または美化する表現や反社会的な表現を含む情報
  - ・チェーンメール等の第三者への情報の拡散を求める情報
  - ・他人に不快感を与える表現を含む情報
  - ・面識のない異性との出会いを目的とした情報
10. 本サービスのネットワークまたはシステム等に過度な負荷をかける行為。
11. 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為。
12. 事業主のネットワークまたはシステム等に不正にアクセスし、または不正なアクセスを試みる行為。
13. 第三者に成りすます行為。
14. 本サービスの他の利用者の ID またはパスワードを利用する行為。
15. 事業主が事前に許諾しない本サービス上での宣伝、広告、勧誘、または営業行為。

16. 本サービスの他の利用者の情報の収集。
17. 事業主、契約法人、本サービスの他の利用者またはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為。
18. 反社会的勢力等への利益供与。
19. 面識のない異性との出会いを目的とした行為。
20. 前各号の行為を直接または間接に惹起し、または容易にする行為。
21. その他、事業主が不適切と判断する行為。

## 第 16 条(権利帰属)

1. 会員専用ウェブサイトおよび本サービスに関する知的財産権は全て事業主または事業主にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規約に基づく本サービスの利用許諾は、会員専用ウェブサイトまたは本サービスに関する事業主または事業主にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。
2. 会員は、投稿データについて、自らが投稿その他送信することについての適法な権利を有していること、及び投稿データが第三者の権利を侵害していないことについて、事業主に対し表明し、保証するものとします。
3. 会員は、投稿データについて、事業主に対し、世界的、非独占的、無償、サブライセンス可能かつ譲渡可能な使用、複製、配布、派生著作物の作成、表示及び実行に関するライセンスを付与します。また、他の会員に対しても、本サービスを利用して会員が投稿その他送信した投稿データの使用、複製、配布、派生著作物の作成、表示及び実行することについての非独占的なライセンスを付与します。
4. 会員は、投稿データについて、事業主及び事業主から権利を承継または許諾された者に対して著作者人格権を行使しないことに同意するものとします。

## 第 17 条(登録抹消等)

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、事業主は是正勧告を行うことができる。勧告に会員が従わない場合、事業主は事前に通知または催告することなく、投稿データを削除もしくは当該会員について本サービスの利用を一時的に停止し、または会員としての登録を抹消することができます。
  - ・ 第 14 条から第 16 条に定める事項に違反した場合
  - ・ 支払停止もしくは支払不能となり、または破産手続開始、民事再生手続開始もしくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
  - ・ 利用料金、キャンセル料等の未納がある場合
  - ・ 事業主からの問い合わせその他の回答を求める連絡に対して 30 日間以上応答がない場合
  - ・ 第 8 条第 1 項各号に該当する場合
  - ・ その他、事業主が本サービスの利用、会員としての登録、または本サービスの利用継続を適当でないと判断した場合
2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、会員は、事業主に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに事業主に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。
3. 事業主は、本条に基づき事業主が行った行為により会員に生じた損害について一切の責任を負いません。
4. 会員が第 14 条から第 16 条に定める事項に違反または違反するおそれのある場合、事業主は契約法人に対し損害が発生するおそれがある旨を報告し、契約法人と協力して対処するものとします。

## 第 18 条(本サービスの内容の変更、終了)

1. 事業主は、事業主、提携先の都合その他により、本サービス及びメニューの内容を随時拡充、変更、提供終了することができます。
2. 事業主が本サービスの提供を終了する場合、直接または契約法人を通じ、会員にすみやかに通知するものとします。
3. 事業主は、本条に基づき事業主が行った措置に基づき会員に不利益があった場合でも、一切の責任を負いません。

## 第 19 条(本サービスの停止等)

---

1. 事業主は、以下のいずれかに該当する場合には、会員に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。
  - ・本サービスに係るコンピューター・システムの点検または保守作業を緊急に行う場合
  - ・コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
  - ・地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
  - ・その他、事業主が停止または中断を必要と判断した場合
2. 事業主は、本条に基づき事業主が行った措置に基づき会員に生じた損害について、一切の責任を負いません。

## 第 20 条(保証の否認及び免責)

---

1. 事業主は、本サービスが会員の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、会員による本サービスの利用が会員に適用のある法令または業界団体の内部規則等に適合すること、及び不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。
2. 事業主は、事業主による本サービスの提供の変更、終了、停止、中断、会員としての登録の抹消、若しくは投稿データの削除、または機器の故障、損傷による本サービスの利用による利用不能、登録データの消失若しくは投稿データの消失、その他本サービスに関して会員が被った損害(以下「ユーザー損害」といいます。)につき、賠償する責任を一切負わないものとします。
3. 事業主の責に帰すべき事由により、利用者が予約内容に基づく施設等の利用を行うことができなかった場合、その損害賠償額は、利用者が現実に被った損害実額を超えて賠償する責任を負わないものとし、また、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。
4. 提携先の責に帰すべき事由により、予約内容に基づく利用を行うことができなかった場合の損害賠償等の取り決めは、各提携先の規定等によるものとし、事業主はその責を負わないものとします。
5. 本サービスまたは会員専用ウェブサイトに関連して会員と他の会員または第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、事業主は一切責任を負いません。

## 第 21 条(秘密保持)

---

会員は、本サービスに関連して事業主が会員に対して秘密に取り扱うことを求めて開示した非公知の情報について、事業主の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとします。

## 第 22 条(利用者情報の取扱い)

---

1. 事業主による会員の個人情報の取扱いについては、別途事業主が定める「個人情報のお取り扱いについて」([www.ewel.co.jp/privacy/](http://www.ewel.co.jp/privacy/))の定めによるものとし、会員はこの定めに従って事業主が会員の個人情報を取扱うことについて同意するものとします。
2. 事業主は、会員が事業主に提供した情報、データ等を、個人を特定できない形での統計的な情報として、利用及び公開することができるものとし、会員はこれに異議を唱えないものとします。
3. 契約法人および事業主は、得られた個人情報をもとにその各々の属性や嗜好を分析し、その結果をもとに eメールや広告等を通じて情報を会員に発信する場合がありますが、会員はこれに同意するものとします。

## 第 23 条(本規約等の変更)

---

契約法人および事業主は、本規約を変更できるものとします。契約法人および事業主は、本規約を変更した場合には、会員に当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、会員が本サービスを利用した場合、会員は、本規約の変更に同意したものとみなします。

#### 第 24 条(連絡／通知)

---

本サービスに関する問い合わせその他会員から事業主に対する連絡または通知、及び本規約の変更に関する通知その他事業主から会員に対する連絡または通知は、事業主の定める方法で行うものとします。

#### 第 25 条(本サービスの利用上の地位の譲渡等)

---

1. 会員は、本サービスの利用上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
2. 事業主は本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い本サービスの利用上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに会員の本人登録情報その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、会員は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

#### 第 26 条(分離可能性)

---

本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

#### 第 27 条(準拠法及び管轄裁判所)

---

1. 本規約の準拠法は日本法とします。なお、事業者と会員は、本サービスにおいて物品の売買が発生する場合であっても、国際物品売買契約に関する国際連合条約の適用を排除することに合意します。
2. 本規約に起因し、または関連する一切の紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

[ 2019 年 3 月 1 日現在 ]